

本判決の概要

1 結論

本判決は、①令和3年11月26日付け懲戒処分（本件懲戒処分）が無効であることの確認と②停職期間中の不払賃金（夏季手当を含む）133万2736円及び遅延損害金の支払請求を認容しました。

なお、本判決は、原告が本法人に対して行っていた③損害賠償金220万円（内訳は慰謝料200万円と弁護士費用20万円）及び遅延損害金の支払請求は棄却しました。

2 判断内容

（1）懲戒事由該当性について

本判決は、本法人が本件懲戒処分において対象とした以下の4つの事案について、いずれも本法人の就業規則の定める懲戒事由に該当すると判断しました。

- 1) 2名の部員の前で、ダンベルを2回投げ、プランターを蹴り飛ばした行為（ダンベル事案）
- 2) 部員に対し、ストップウォッチを投げた行為（ストップウォッチ事案）
- 3) 複数の部員に対し、熊手を投げた行為（熊手事案）
- 4) 遠征先でアルコールを摂取していたにもかかわらず、部員を乗せた車の運転を行った行為（飲酒事案）

（2）手続上の瑕疵について

本判決は、本件懲戒処分の手続上の瑕疵に係る争点について、要旨次のとおり判断し、本件懲戒処分は無効であると判断しました。

すなわち、本件懲戒処分が経済学部教授会の意見を聞かずに決定されたといえるかという争点について、本件懲戒処分は、経済学部教授会が意見を表明する前提としての審議を欠いたまま、経済学部教授会が意見を述べることなく決定されたといえると認定しました。そして、そのことが本件懲戒処分を無効にするほど重大な瑕疵といえるかという争点について、教授会の権限に係る学校教育法の改正及びそれに対応するための本法人内部の検討状況等によると、そのことが本件懲戒処分を無効にするほど重大な瑕疵といえると評価し、本件懲戒処分を無効と判断しました。

（3）処分の相当性について

本判決は、本件懲戒処分の手続上の瑕疵の存在を理由に、本件懲戒処分を無効と判断しましたので、本件懲戒処分の相当性については判断しませんでした。

（4）不法行為該当性について

本判決は、本件懲戒処分については、事実無根のハラスメントを理由になされたものではないし、あえて原告を貶める等の不当な目的でなされたものであるとは認められないことを理由に、不法行為該当性を否定し、原告による慰謝料等の請求を棄却しました。

以上